

■ 家や アパートを 借りるとき

◇民間<個人や 会社>の 家を かりる 場合

ふつう、不動産会社<家を しょうかいする 会社>で 家(貸家、アパート)を しょうかいしてもらいま
す。契約<かりる やくそく>をするときは、とくべつな 手続きが 必要となる場合があります。家賃<家を
かりる お金>以外に かかる お金を はらったり、保証人<あなたの かわりに 家賃を はらう人>を
みつける 必要が あるかもしれません。契約書<やくそくを 書いた 紙>や 重要事項説明書<大事
なことを 書いた 紙>に 書いてあることを よく よんで ください。

・部屋探しのガイドブック(国土交通省)

日本で 家や アパートを さがすときに してほしいことが 書いてある 本です。どうやって 部屋を
さがすか、契約の 手続き、引っ越した あとに 注意することなどです。

日本語、英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語、タイ語、インドネ
シア語、ミャンマー語、カンボジア語、タガログ語、モンゴル語

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000017.html

・「外国人のための賃貸住宅入居の手引き」(日本で部屋探しをする外国人の方へ)(国土交通省)

日本で 家や アパートを さがすときに 使うことが できる 本です。外国語が 使える 不動産会社<
家を しょうかいする 会社>などを 調べることができます。

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000017.html

・千葉県外国人学生住居アドバイザー<学生が 相談できる場所>

「外国人学生住居アドバイザー」と 書いてある 不動産会社は、家について 外国人学生が 相談でき
ます。

千葉県の ホームページを みて ください。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kokusai/soudan/gaikokujin/gakuseijuukyo.html>

◇公営住宅<県や 市町村の 家>を かりる 場合

県や 市町村が かしている 家は、もうしこみの日が きまっています。

家を かりるためには きまりが あります。もうしこんでも すぐに かりることが できないことがあります。

都市再生機構(UR)から 家を かりることも できます。詳しいことは、下の ところに 書いて ください。

・市町村営住宅: 市町村の 役所

・県営住宅: 千葉県住宅供給公社 県営住宅管理部 電話:043-222-9200

・公団住宅: 独立行政法人 都市再生機構 <http://www.ur-net.go.jp/chintai/>

◇貸家<ひとつの 家を ぜんぶ かりる>や アパートについて

- ① 家の種類:貸家、アパート、マンション、下宿<ほかの人の 家の 部屋だけ かりる>などがあります。
- ② 部屋の数、大きさ:部屋の かずと、L (居間<ふだん いる 部屋>)・D (食堂)・K (台所)を あわせて 2LDK、3LDK などと いいます。部屋の 広さは、畳が はいる枚数で いうことも あります。1畳は 約1.8メートル×0.9メートルです。
- ③ 電気・水道・ガスなどは ついています。使う ときに 自分で もうしこみを します。

◇必要な お金

- 契約のときに、家賃、共益費(管理費)、敷金、礼金、仲介手数料を あわせた ねだんを はらって ください。
- ① 家賃:家を かりる お金です。つぎの 月の 家賃を 毎月 はらってください。
 - ② 共益費:アパートの 階段や ろうかなど、みんなで 使う ところの 電気や 掃除をするのに かかる お金です。
 - ③ 敷金:1か月から 2か月の 家賃くらいの ねだんです。家賃を はらうことが できなくなったときや、部屋を こわしたときに 使う お金です。家主<家を かす人>に 預けます。部屋を 出るとき、部屋を なおす お金を ひいて、のこりが あれば かえしてもらいます。
 - ④ 礼金:契約をするとき、お礼のために 家主に はらう お金です。1か月から 2か月の 家賃くらいの ねだんです。このお金は かえってきません。
 - ⑤ 仲介手数料:家を しょうかいしてもらった お礼のために はらう お金です。ふつう、不動産会社に はらいます。1か月の 家賃くらいの ねだんです。このお金は かえってきません。

◇注意すること

- ① 契約するときに 保証人<家賃が はらえないときに かわりに はらう人>が 必要になるかもしれ せん。保証人が いないときは、保証会社<保証人を してくれる 会社>を 使うことが できる こと が あります。
- ② 家主に だまって、住宅<部屋>の 改装<かたちや 色などを かえる>は できません。
- ③ 契約のときに きめた人以外は いっしょに 住むことが できません。
- ④ ふつう、契約は 2年で おわります。2年が すぎると 契約の 更新<もう一度 契約する>をする 必要が あります。そのとき、家賃が 変わるかもしれ せん。

■電気・ガス・水道

◇電気

千葉県の 電気は 50 ヘルツ 100 ボルトです。これに あわない 道具を つかうときは あわせること が 必要です。

引っ越して はじめて 電気を 使うときは、ブレーカーの スイッチを オンにして ください。電気が きます。そのあと、家に ある 「電気使用申込書」に 名前や 引っ越した 日などを 書いて、電気の 会社へ おくって ください。

電気の お金は 銀行や 郵便局に あずけている お金から 毎月 はらうことが できます。きまった 振込票(はらうときに 使う 紙)を 使って 銀行・郵便局・コンビニエンスストアなどで はらうことも できます。

引っ越しするときは 電気を 止める 必要が あります。引っ越し まえに、電気の 会社に 連絡して ください。

◇ガス

日本の ガスには 都市ガスと プロパンガスの 2つが あります。これに あった ガスの 道具を 使う 必要が あります。あわない 道具を つかうと 危険です。火事や 事故が おこるかもしれません。

・都市ガス

都市ガスを 使いはじめるときは、使う まえに ちかくの ガス会社に 連絡して ください。ガス会社の 人がきて、ガスを 使うことが できるようにしてくれます。ガスの 道具が 安全か しらべてくれます。

ガスの お金は 毎月 銀行などに あずけている お金から はらうことが できます。振込通知書を 使って 銀行・郵便局・コンビニエンスストアなどで はらうことも できます。

・プロパンガス (LP ガス)

アパートなどでは、プロパンガスを 使っているかもしれません。プロパンガスは ボンベくガスを 入れる もの>に はいっています。使うときの 注意や、どうやって お金を はらうかについては、家主や アパートの 会社に きいて ください。

◇水道

日本の 水道の 水は、のむことが できます。水道を 使いはじめるときは、千葉県企業局や 住んでい る ところの 役所の 水道担当課などに 連絡して ください。使うことが できるようにしてくれます。

水道の お金は 銀行などに あずけている お金から はらうか、納入通知書(お金を はらうときの 紙)を 使って はらって ください。引っ越して 出ていくときは 役所に 連絡して ください。さいごに はらう お金を 計算します。

詳しいことは、千葉県企業局か 住んでいる ところの 役所の 水道担当課に きいて ください。

・県水お客様センター(千葉県企業局)

電話:0570-001245

月曜日から 金曜日の 午前8時45分から 午後6時まで

土曜日は 午前8時45分 午後5時まで

■ 引っ越し

引っ越しをするときは、下のような手続きが必要すです。

① 市区町村の役所に届を出す

中長期在留者の人が、住むところを変えたときは、新しい住所の役所に届を出してあたください。
引っ越した日から14日以内にひ出してだください。在留カードと、まへの住所の役所が出した
転出証明書てんしゅつしやうめいしよをももっていってください。

② 国民健康保険証の手続き

市区町村の役所の国民健康保険担当係し

③ 運転免許証の住所を変える

新しい住所の警察署か運転免許センターうんてんめんきょしやう

④ 電気・水道・ガス・電話・郵便局

電気の会社、ガスの会社、水道、NTT(電話)、郵便局などにも引っ越したことをおしえてでくだ
さい。電気、ガス、水道は、引っ越す日の2日から3日まえまでに連絡してでください。引っ越す
日に会社の人ひがきて、はらうお金の計算かをします。郵便局は、ふるい住所にきた手紙など
を新しい住所へおあくつてくれます。1年の間ねんだけです。

⑤ 印鑑登録:引っ越すまへの市区町村でもうしこんだものは使えません。